資料 1-2

第５次環境基本計画の基本目標と施策体系について

≪岐阜市が目指すべき環境都市像≫　（環境都市宣言より）

環境と調和する、人にやさしい都市岐阜

【計画の担い手と役割】

本計画の担い手は「市民」「環境保全団体」「事業者」及び「市（行政）」です。

其々の担い手は、環境基本条例に基づく役割や責務を踏まえ、相互の協働により本計画に掲げる施策を推進します。

【計画期間】

令和５年度～令和９年度

本市のまちづくりの方向性を示す**「岐阜市未来のまちづくり構想」**は、将来のまちづくりの基本的な考え方の１つとして**「脱炭素化の推進」**を掲げています。これは、行政のみならず、市民や事業者が一体となって、地域の実情に合わせて取り組むべき大きな課題です。脱炭素化を進めるためには、一人ひとりの日常生活や社会経済活動が、環境に対して負荷の少ない、健全で持続可能な社会を構築するための行動であることを求められています。

そして、このような一人ひとりの行動は、本市が目指す**「環境と調和する、人にやさしい都市」**の実現と、国際的な目標である**「持続可能な開発目標（SDGs）」**の達成につながります。

そこで、**重点基本目標**を**【脱炭素化の推進】**とします。また、これを支える３つの基本目標として**【循環型社会の構築】【自然環境の保全】【生活環境の確保】**を掲げます。

そして、**【環境教育･市民協働の進展】**を、先の４つの基本目標の横断的項目として位置付け、これに取り組みます。

５つの基本目標

重点　**基本目標①　脱炭素化の推進**

「脱炭素化を推進し、みんなで環境に配慮したまちをつくる」

省エネルギーの取り組みと再生可能エネルギーの活用を推進し、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減するとともに、化石燃料に依存しない持続可能なまちを目指します。

基本目標②　循環型社会の構築

「ごみを減量し、資源が循環するまちをつくる」

資源化を促進し、ごみの焼却量を削減することが、ごみの焼却により発生する二酸化炭素の排出量を削減することにつながります。

基本目標③　自然環境の保全

「生物多様性を育み、生きものと共生するまちをつくる」

豊かな自然を保全・再生するためにも、地球温暖化対策が必要であり、これらの取り組みが、生きものの多様性を育むとともに、健全な生態系の維持につながります。

基本目標④　生活環境の確保

「健康で安全、快適に暮らせるまちをつくる」

公害を未然に防止し、大気や水、土壌などの環境を良好に保つことによって、持続可能で快適に暮らせるまちを目指します。

横断的項目

基本目標⑤　環境教育・市民協働の進展

「学びを広げ環境を支える人を育て、協働するまちをつくる」

環境への理解を深め、環境意識を高めることによって環境を支える人を育て、市民、事業者、行政が一体となり協働するまちを目指します。

５つの施策

計画等の改定に伴い、取り組み内容等を変える可能性があります。

重点　**施策１　地球温暖化対策に取り組みます**

(1)温室効果ガス排出の削減

(2)気候変動への適応

地球温暖化対策実行計画の取り組み

①ライフスタイルの低炭素化
②低炭素都市へのまちづくり
③エネルギーの地産地消
④市施設の低炭素化
⑤事業所の低炭素化

重点　**施策２　ごみを減量・資源化します**

(1)廃棄物の減量と資源化

ごみ減量・資源化指針の方針

①ごみの発生を抑制する仕組みをつくる
②ごみの中の資源を循環し、再利用する
③地域の絆の中で、ごみ減量を進める

重点　**施策３　生物多様性を保全します**

(1)生物多様性の保全

岐阜市生物多様性プランの基本方針

①生物多様性への理解を進めます
②生物多様性の保全と再生に取り組みます
③生物多様性の恵みを活用します

施策４　生活環境を快適にします

(1)大気環境の保全

(2)水・土壌環境の保全

(3)騒音・振動・悪臭の規制

施策５　環境意識を高めます

(1)環境教育の推進と市民意識の向上

(2)協働による環境美化の推進

(3)環境重点地区の設定